

<h1>静岡市報</h1>	No. 19
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市あさはた緑地交流広場条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の一部を改正する条例・・・・ 16
- 静岡市児童館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 21
- 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

規 則

- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

上下水道局管理規程

- 静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

告 示

- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例（令和2年静岡市条例第79号）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている市内の中小企業者等に対する資金の融資に係る利子の助成に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定することとした。

- ◇ 静岡市あさはた緑地交流広場条例（令和2年静岡市条例第80号）

あさはた緑地交流広場の設置及び管理について、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

- ◇ 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第81号）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準省令等の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所における管理者要件の緩和等について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第82号）

駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションにおいて、指定管理者による利用料金制へ移行することに伴い、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市児童館条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第83号）

飯田いほはら児童館の設置に伴い、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第84号）

心身障害児福祉センター「いこいの家」において、指定管理者による利用料金制へ移行することに伴い、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第85号）

工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」において、開場時間、休場日及び利用料金について、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第86号）

駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園において、歴史疑似体験サービスの提供を終了するため、利

用料金について、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例をここに公布する。

令和2年10月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第79号

静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例

(設置)

第1条 令和2年度に流行が拡大した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている市内の中小企業者等に対する資金の融資に係る利子の助成を通じた地方創生に資する事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる額
- (2) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

静岡市あさはた緑地交流広場条例をここに公布する。

令和2年10月9日

静岡市長 田辺 信宏

静岡市条例第80号

静岡市あさはた緑地交流広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、学ぶ場を提供することにより、市民の福祉の増進及び地域の活性化の促進を図ることを目的としたあさはた緑地の公園施設としての次の施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

名称	位置
静岡市あさはた緑地交流広場	静岡市葵区赤松2番地の1

(交流広場の構成)

第2条 静岡市あさはた緑地交流広場（以下「交流広場」という。）は、次の施設をもって構成する。

- (1) センターハウス
- (2) 体験農園
- (3) 炊事棟
- (4) 多目的広場
- (5) ふれあいの水辺
- (6) 前各号の施設に附帯する施設

(事業)

第3条 交流広場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 麻機地区の自然及び農業に触れ、親しみ、遊び、及び学ぶ場の提供に関する事。
- (2) 地域の歴史及び文化並びに遊水地における治水対策の理解を深めるための講座、教室等の企画・運営に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開場時間)

第4条 交流広場の開場時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、交流広場の施設のうちセンターハウス及び炊事棟の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定による指定を受けて交流広場の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の開場時間を変更することができる。

(休場日)

第5条 交流広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休場することができる。

(利用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流広場への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他の入場者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 交流広場の施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 気象の状況、交流広場の施設の管理その他の理由により必要があると認めるとき。

(行為の制限)

第7条 交流広場において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行をすること。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために交流広場の全部又は一部を利用すること。
- 2 前項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の交流広場の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、交流広場の設置の目的を効果的に達することに資する場合に限り、同項又は前項

の許可をすることができる。

- 4 指定管理者は、第1項又は第2項の許可に際し、交流広場の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(利用の許可)

第8条 交流広場の施設のうち別表第1に掲げる施設（以下「利用許可施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 利用許可施設又はその設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号の暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付)

第10条 第7条第1項及び第2項の規定による許可を受けた者は別表第2に定める使用料を、第8条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益事業を行うために利用する場合で特別の理由があると認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(特別の設備等)

第13条 利用者は、利用許可施設に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の目的の変更等の禁止)

第14条 利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可施設の利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 第9条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用許可施設の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 交流広場の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 交流広場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第19条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第20条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するも

のとする。

- (1) 事業計画が交流広場の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が交流広場の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第21条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 第7条第1項及び第2項の許可に関すること。
- (3) 利用許可施設の利用の許可に関すること。
- (4) 交流広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(管理上必要な事項)

第24条 この条例に定めるもののほか、交流広場の施設の管理に関し必要な事項は、静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の定めるところによる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第19条から第21条まで及び第25条の規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第8条、第10条関係）

- 1 センターハウス

区分	使用料		
	午前	午後	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
会議室1室につき	960円	1,280円	2,240円

2 体験農園

単位	使用料
1平方メートル1年につき	740円

3 炊事棟

区分	使用料		
	午前	午後	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
全面利用	450円	600円	1,050円
3分の2利用	300円	400円	700円
3分の1利用	150円	200円	350円

備考

- 第4条第2項の規定により開場時間を変更した場合の当該変更した時間に係るセンターハウス及び炊事棟の使用料の額は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につきこの表の午前の区分における使用料の3分の1に相当する額とする。
- 第5条ただし書の規定により休場日を変更した日に利用する場合のセンターハウス及び炊事棟の使用料の額は、この表による使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。
- 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含む。
- 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

別表第2（第10条関係）

区分		単位	使用料
第7条第1項第1号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円
	面積により難いもの	1人1日につき	1,100円
第7条第1項第2号	面積によるもの	1平方メートル1日につき	88円

号に規定する行為	面積により難いもの	1人1日につき	1,100円
第7条第1項第3	面積によるもの	1平方メートル1日につき	44円
号に規定する行為	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円
第7条第1項第4	面積によるもの	1平方メートル1日につき	33円
号に規定する行為	面積により難いもの	1回1日につき	1,650円

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第81号

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年静岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

(静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成30年静岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、この条例」とあるのは、「令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項に規定する管理者(以下この

項において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、この条例」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第82号

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の一部を改正する条例
静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例（平成29年静岡市条例第54号）
の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第10条」を「第8条第1項」に改める。

第5条を次のように改める。

（利用料金）

第5条 ステーションの施設のうち更衣室を利用しようとする者は、第8条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第10条に次の4項を加え、同条を第8条とし、第11条から第16条までを2条ずつ繰り上げる。

- 2 市長は、指定管理者にステーションの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
 - 3 利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
 - 4 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
 - 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 別表中「第5条関係」を「第8条関係」に、「使用料」を「利用料金の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例（以下「新条例」という。）第5条及び別表の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用料を納付した回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して当該施設を利用することができる。

(施行前の準備)

- 3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第8条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

静岡市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第83号

静岡市児童館条例の一部を改正する条例

静岡市児童館条例（平成15年静岡市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市三保羽衣児童館	静岡市清水区三保松原町39番地の5
------------	-------------------

を

」

「

静岡市三保羽衣児童館	静岡市清水区三保松原町39番地の5
静岡市飯田いほはら児童館	静岡市清水区下野東9番1号

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 静岡市飯田いほはら児童館に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、静岡市児童館条例第9条から第11条までの規定の例により行うことができる。

静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第84号

静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市児童発達支援センター条例（平成15年静岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（利用料金）

第7条 第3条第1号から第3号までに規定する事業のサービスの提供を受けた保護者は、当該サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第3条第1号に規定する事業のサービス 法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用の額として規則で定める額及び同条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

（2）第3条第2号に規定する事業のサービス 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

（3）第3条第3号に規定する事業のサービス 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第14条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）いこいの家の利用の許可に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市児童発達支援センター条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に利用するサービスについて適用し、同日前に利用したサービスについては、なお従前の例による。

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第85号

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第4条中「午前9時から午後5時（7月20日から8月31日までの期間にあつては、午後6時）」を「午前10時から午後7時」に改める。

第5条中「12月30日から翌年の1月1日までの日」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 月曜日

(2) 12月30日から翌年の1月1日までの日

第6条中「次に掲げる施設」を「駿府匠宿の創作体験施設（以下「体験施設」という。）」に改め、同条各号を削る。

第10条第2項中「第6条各号に掲げる施設」を「体験施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 一般体験

(1) セット体験コース

種類	区分	単位	利用料金の限度額
竹千筋細工	虫籠	1回につき	2,130円
	花器		2,640円

指物	六角小箱		2,760円
木製履物	ミニ下駄		1,680円
漆器	箸		2,380円
和染	ハンカチ		1,380円
	のれん		2,640円
陶芸	手ひねり		2,510円
	電動ろくろ		4,020円
	絵付け	湯のみ	1,750円
		皿	1,750円
レーザー加工	キーホルダー		1,380円
サンドブラスト	コップ		1,380円

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費を含む。

(2) 自由体験コース

種類	単位	利用料金の限度額
竹千筋細工	1回につき	870円
指物		
木製履物		
漆器		
和染		
レーザー加工		
サンドブラスト		

備考

- 1 体験時間は、1回につき2時間以内とする。
- 2 利用料金の限度額には、材料費を含まない。

2 教室体験

種類	単位	利用料金の限度額
竹千筋細工	1教室につき	25,140円
指物		

ひき 挽物		
まき 時絵		
漆器		
和染		
陶芸		
サンドブラスト		
ガラス工芸		

備考 利用料金の限度額には、材料費を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例別表の規定に基づく静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月9日

静岡市長 田辺信宏

静岡市条例第86号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 小学校の就学の始期に達していない者

別表第1（1）駿府城公園ア東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の表を次のように改める。

ア 東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の利用料金の限度額

区分			単位	金額
東御門・巽櫓	個人	一般	1回につき	200円
		小学生・中学生		50円
	団体	一般	1人1回につき	160円
		小学生・中学生		40円
坤櫓	個人	一般	1回につき	100円
		小学生・中学生		50円
	団体	一般	1人1回につき	80円
		小学生・中学生		40円
日本庭園	個人	一般	1回につき	150円
		小学生・中学生		50円
	団体	一般	1人1回につき	120円
		小学生・中学生		40円
東御門・巽櫓 坤櫓	個人	一般	1回につき	360円
	小学生・中学生	120円		

日本庭園 (共通)	団体	一般	1人1回につき	280円
		小学生・中学生		90円

備考

- 1 「団体」とは、30人以上をいう。
- 2 「小学生・中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、小学生・中学生以外の者をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の施行の日において駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡市都市公園条例第8条第3項の規定の例により同日以後の駿府城公園の東御門・巽櫓、坤櫓及び日本庭園の利用に係る利用料金を定めることができる。

規 則

静岡市規則第83号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年9月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「令和2年9月30日」を「令和2年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第84号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年9月25日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する補佐する者をいう。以下同じ。）

第22条第7項中「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第8項中「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者等」に改める。

第24条第1項及び第2項中「主任技術者若しくは監理技術者」を「監理技術者等」に改める。

第65条第2項中「主任技術者若しくは監理技術者又は」を「監理技術者等、」に改める。

様式第14号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第15号

静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年9月30日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

静岡市下水道条例施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項各号を次のように改める。

- (1) 基本使用料は、条例第12条第1項に規定する基本使用料の額を31で除して得た額に、使用日数を乗じて算定する。
- (2) 従量使用料は、次号に規定する場合を除き、当該使用日数が31日以下の場合にあつてはその使用水量をもって算定し、当該使用日数が31日を超える場合にあつては条例第13条第3項又は第4項の規定の例により算定する。
- (3) 条例第13条第1項第2号イ及び第3号イの規定により使用水量を管理者が認定する場合に係る従量使用料は、第11条の規定による1月の使用水量を31で除して得た値に、使用日数を乗じて得た値（1立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた値）を使用水量として算定する。

第14条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項の規定にかかわらず、」を削り、「算定」の次に「における前2項の規定の適用について」を加え、「として、同項第1号の規定を適用する」を「とみなして算定する」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第13条第1項第1号、第2号ア並びに第3号ア及びイに規定する場合で、使用期間が14日以内で、かつ、使用水量が1立方メートル以下のとき。 使用料を算定しない。
- (2) 条例第13条第1項第2号イに規定する場合で、使用期間が14日以内のとき。 使用料を算定しない。

第14条第6項を削り、同条第5項各号を次のように改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とする。

- (1) 基本使用料は、条例第12条第1項に規定する基本使用料の額を31で除して得た額に、使用日数を乗じて算定する。
- (2) 従量使用料は、次号に規定する場合を除き、当該使用日数が31日以下の場合にあってはその使用水量をもって算定し、当該使用日数が31日を超える場合にあっては条例第13条第3項又は第4項の規定の例により算定する。
- (3) 条例第13条第1項第2号イ及び第3号イの規定により使用水量を管理者が認定する場合に係る従量使用料は、第11条の規定による1月の使用水量を31で除して得た値に、使用日数を乗じて得た値（1立方メートル未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた値）を使用水量として算定する。

第14条第3項中「使用期間」を「使用日数」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項第1号中「使用期間が30日」を「使用日数が31日」に改め、同項第2号中「使用期間が31日」を「使用日数が32日」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第13条第1項第1号、第2号ア又は第3号アに規定する場合で、使用期間が14日以内で、かつ、使用水量が1立方メートル以下のとき。 使用料は算定しない。
- (2) 条例第13条第1項第2号イに規定する場合で、使用期間が14日以内のとき。 使用料は算定しない。
- (3) 条例第13条第1項第3号イに規定する場合で、使用期間が14日以内のとき。 次に定めるとおりとする。

ア 水道水の使用水量が1立方メートル以下の場合、使用料を算定しない。

イ 水道水の使用水量が2立方メートル以上の場合、基本使用料にあっては前項第1号の規定により算定し、従量使用料にあってはその使用水量をもって算定する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の静岡市下水道条例施行規程第14条の規定は、令和2年11月分として徴収する下水道使用料について適用し、同年10月分以前の月分として徴収する下水道使用料については、なお従前の例による。

告 示

静岡市告示第636号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

狂犬病予防等手数料の徴収事務	鷹匠ペットクリニック代表	を
----------------	--------------	---

狂犬病予防等手数料の徴収事務	鷹匠ペットクリニック代表	に
静岡市立日本平動物園の施設外における販売に係る入園料の徴収事務	コミュニティ・ネットワーク株式会社代表取締役社長	

改める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。